

CCSBT-CC/0810/06  
CCSBT-EC/0810/BGD08  
(オーストラリア)

## 漁船監視システム(VMS)

### 要旨

衛星と関係した漁船監視システム(VMS)の完全な実施によって、すべてのCCSBTのメンバー及び協力的非加盟国の許可船舶は衛星と関係した漁船監視機器を装備することが求められる。

## 転載

### 要旨

CCSBTは、みなまぐろの転載を管理、監視するための手続きを確立する必要がある。転載は、正規に又は非正規に漁獲された魚の主たる流通経路と目されており、主要なまぐろ類 RFMO は、転載を管理、監視する手続きを、導入又は合意する過程にある。添付した CCSBT 転載決議の修正案は、最近修正されたインド洋まぐろ類委員会(IOTC)決議と整合するよう改正を加えたものであり、地域漁業管理機関の間で取極を調和させる要請に応えたものである。

## 海鳥混獲の緩和

### 要旨

CCSBTは、海鳥と SBT を漁獲する船舶との間の相互作用が最小となることを確保する必要がある。浮きはえ縄漁船による海鳥の混獲は、海鳥、特にアホウドリ及びミズナギドリ類の保護に対する主要な脅威と広く理解されている。この2年のうちに、他の関係のあるまぐろ類地域漁業管理機関(RFMOs)は、海鳥混獲を緩和する措置を採択した。委員会は、この問題への迅速かつ効果的な対応を進展させる、これらの措置を利用することができる。

許可蓄養場の登録を含む SBT の漁獲追跡スキーム案

序論

本文書は、2007年10月の第14回みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)に付属する拡大委員会における、ニュージーランドの約束の青果物である。その会合において、ニュージーランドは、すべてのメンバーが合意しうる適当な提案を得るために、オーストラリア及び日本の漁獲証明制度(CDS)の提案の合併について、作業するとした。

本文書は、次からなる。

- i) 2007年に提出されたオーストラリア及び日本の提案の相違点並びに前進させるための決議案を含め、漁獲追跡スキームの設計について決定が求められる主要な点の説明
- ii) 漁獲追跡スキームの設立に関する決議案の議論に向けた提案(別添 1)
- iii) 許可蓄養場の登録の設立に関する決議の第2次案の議論に向けた提案(現行の許可船登録に類似)(別添 2)

**CCSBT-CC/0810/16**  
**CCSBT-EC/0810/BGD18**  
(ニュージーランド)

過小及び過剰漁獲に関する CCSBT 決議案

**CCSBT- CC/0810/17**  
**CCSBT-EC/0810/BGD19**  
(ニュージーランド)

**遵守委員会**  
**遵守体制を強化するための将来の優先順位**

**提案**

本文書の目的は、遵守委員会が達成しうる遵守措置の未着手のオプション及び優先順位を検討することにある。当初高い優先順位を付けられた、漁獲証明制度(CDS)、漁船監視システム(VMS)及び転載(大型漁船)については、完成間近である。

## ニュージーランドによる漁獲追跡制度の一環としての SBT 標識装着実験

### 序論

2008年7月から8月にかけて、ニュージーランド漁業省は、タギング・システムが、ニュージーランド漁業において、みなみまぐろ(SBT)の漁獲追跡システムの一環として、どのように運営しうるかを調査するための試験を実施した。試験の目的は、次を含め、標識装着、魚体測定及び記録に関する異なるシステムの有用性を、定性的に調査することであった。

- i) 漁業者及び水産加工業者の役割を含む、タギング・システム。
- ii) 使用される標識の種類を含む、標識の活用
- iii) 現行の国内報告要件に対する様式設計及び関係を含む、魚体測定の収集

試験は、漁業者及び許可を受けた荷受人(すべての商業漁獲物は当該者に対して水揚げしなければならない)の協力を仰いだ。作業は、みなみまぐろ保存委員会での現在の議論をふまえたものであり、特に次の文書に配慮した。

- CCSBT の CDS システムに関する事務局による初期検討
- CCSBT-CC/0704/04
- CCSBT-CC/0710/Info01
- CCSBT-CC/0710/07 / CCSBT-EC/0710/BGD02 (オーストラリア提案)
- CCSBT-CC/0710/22 / CCSBT-EC/0710/BGD17 (日本提案)

なお、作業は、他の地域漁業管理機関(RFMOs)で開発された漁獲追跡システムも参照にした。

ニュージーランド SBT 漁業のレビュー  
2008

1. 序文

ニュージーランドの排他的経済水域(EEZ)において、みなみまぐろ(SBT)は、手釣り、ひき縄及びはえ縄による対象魚となっている。近年では、ほとんどの SBT が表層はえ縄漁業により漁獲されており、ごく一部がひき縄又はホキを対象とした中層トロールにより混獲されている。国内漁業は、数多くの個人所有の小型船及び数隻の大型超低温はえ縄漁船の用船からなる。2004 年 10 月 1 日から、漁獲枠管理制度(QMS)が SBT に適用された。総商業漁獲可能量(TACC)は、413 トンと設定された。ニュージーランドの国別漁獲枠は 420 トンであり、残りはその他の漁業に関連する死亡要因(2 トン)、遊漁者(4 トン)及び原住民(1 トン)に当てられている。QMS の導入により、従来の“オリンピック”方式が変更された。また、QMS の導入は、SBT はえ縄船団の整理統合につながった。

2005/06 漁期の漁獲量は過去 10 年間で最低であった。直近漁期(2006/07)の商業漁獲量は、若干回復し、379 トンであった。その主な要因として 2 点が指摘されている。1 つは、NZ はえ縄漁業への新規加入魚の欠如の結果として漁獲されやすい資源量の低下(用船船団における低調な CPUE が継続して続いていることで明らかなおり)。もう 1 つは、国内船団及び用船船団の両方に関するはえ縄努力量の減少である。